

第142回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催情報

日 時 2025年6月27日(金曜日) 午前10時

場 所 東京都港区新橋五丁目33番11号
当社（新橋NHビル）
8階 会議室

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

株主総会にご来場の株主様への記念品（おみやげ）はございません。



日本ヒューム株式会社

株 主 各 位

証券コード 5262

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日) 2025年6月3日

東京都港区新橋五丁目33番11号

日本ヒューム株式会社

取締役社長 増淵 智之

第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nipponhume.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスのうえ、「IR情報」「株主総会関連情報」の順にご選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5262/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本ヒューム」または「コード」に当社証券コード「5262」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順にご選択いただき、「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報をご確認ください。)

なお、当日の出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3 ページから 5 ページのご案内に従っ
て、2025年6月26日（木曜日）午後5 時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあ
げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区新橋五丁目33番11号 当社（新橋NHビル） 8 階 会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第142期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第142期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件
4 議決権行使等につ いてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよ
うお願い申し上げます。
- 会場での配慮が必要な方は、当日、会場受付の係員にお知らせください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1 頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事
項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法
令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております
1. 事業報告の「会社の体制および方針」
2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役
が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページ以降の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使期限 000000000000日

日本ヒューム株式会社 印*

※は、2025年6月27日開催の第142期定株主総会（議院会または総会を含む）における各議案につき、右記（実行の印で表す）のとおりに議決権を行使します。

2025年 6月 日

各議案につき賛否の表示をされた場合は、賛成の表示がなかったものとして取り扱います。

日本ヒューム株式会社

100180000000000000000000 K1T-000000001#

インターネットと裏面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この印刷の用紙を折り隠すことで本委員会受付にご提出ください。

日本ヒューム株式会社

議案	第1号案	第2号案	(下の候補者を除く)
賛否表示欄	賛	賛	
	否	否	

※議決権行使書用紙はイメージです。

●議決権行使結果のお取り扱いについて

書面およびインターネット等（「スマートSR」、「プレミアム優待倶楽部」を含む）により二重に議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

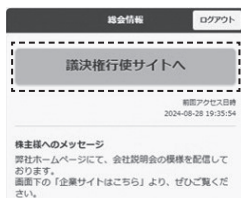
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



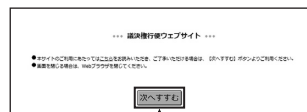
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

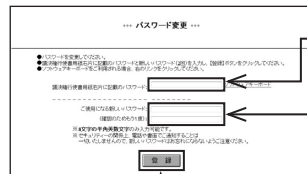
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
「次へ」をクリック



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

プレミアム優待倶楽部による議決権行使のご案内

1. 会員登録

以下のURLから議決権行使サイト「日本ヒューム・プレミアム優待倶楽部」にアクセスし、必要な情報をご入力
のうえ、会員登録をお願いいたします。



URL : <https://nipponhume.premium-yutaiclub.jp/>

【会員登録・ログインに必要なユーザー情報】

■株主番号

株主様ご自身の9桁の株主番号をご入力ください。

■郵便番号

2025年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された郵便番号をご入力ください。

※議決権行使書用紙の中央上部に記載がございます。

■ログインID（メールアドレス）

■パスワードを入力の上ご行使ください。

※会員登録時に株主様ご自身で入力いただいたパスワード

2. ログイン&議決権行使

STEP 1 「株主ポスト」ページへアクセスしてください。

STEP 2 「議決権行使」ページへアクセスして、賛否を選択してください。

<ご注意事項>

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信費は、株主様のご負担になりますのでご了承ください。

本システムおよび議決権行使に関するお問い合わせ

日本ヒューム・プレミアム優待倶楽部ヘルプデスク

お問い合わせ先：0120-980-965 通話無料／受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として捉えており、安定的な配当水準を維持することを基本としながら、健全な財務体質を維持することに注力しております。株主の皆様への利益還元につきましては、業績などを勘案し、自己株式取得など、総合的な株主還元の充実に努めております。

内部留保した資金は、新製品・新技術の開発投資や効率化・省力化等の設備投資、M&Aの原資の一部とし、長期的な視点による投資効率を考慮して活用してまいります。

当事業年度の剰余金の処分につきましては、個別業績および連結業績、財務状況ならびに今後の経営環境等を勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき19円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき38円となります。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき、金 19円
	配当総額 472,699,366円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 500,000,000円
② 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	
1	ます ぶち 増 洵 とも ゆき 智 之	代表取締役社長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長	再 任
2	いの うえ 井 上 かつ ひこ 克 彦	専務取締役専務執行役員 営業推進本部長、関東・東北支社長、 事業戦略推進統括担当	再 任
3	た なか 田 中 さと し 敏 嗣	取締役常務執行役員 技術本部長	再 任
4	さくら い 櫻 井 ひろ あき 博 章	取締役常務執行役員 関西支社長、プレキャスト営業推進担当	再 任
5	まえ だ 前 田 まさ ひろ 正 博	社外取締役	再 任 社 外 独 立
6	なか の 中 野 りょう いち 良 一	社外取締役	再 任 社 外 独 立
7	ます え あ さ お 増 江 亜 佐 緒	社外取締役	再 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者 **社 外** 社外取締役候補者 **独 立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1



ます ぶち とも ゆき

増渕 智之

(1964年11月6日生)

再任

所有する当社の株式数
16,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 2 月 当社入社
2011年 4 月 当社経営企画部部長
2013年 6 月 旭コンクリート工業株式会社社外取締役
2014年 6 月 当社取締役経営企画部長
2015年 6 月 旭コンクリート工業株式会社社外監査役
2016年 6 月 当社取締役総務部長兼経営企画部長
2017年 3 月 株式会社N J S 社外監査役
2017年 6 月 当社常務取締役管理本部副本部長兼総務部長、経営企画部長
2019年 6 月 当社常務取締役管理本部副本部長兼総務部長、経営企画部長、セグメント部管掌
2020年 2 月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長、経営企画部長、不動産・環境関連事業部長、セグメント部、下水道関連事業部管掌
2020年 3 月 株式会社N J S 社外取締役
2020年 6 月 当社専務取締役管理本部長兼総務部長、経営企画部長、不動産・環境関連事業部長、セグメント部、下水道関連事業部管掌
2021年 6 月 当社専務取締役管理本部長兼総務部長、人事部長、経営企画部長、不動産・環境関連事業部長、技術本部、下水道関連事業部管掌
2022年 6 月 当社専務取締役管理本部長兼総務人事部長、経営企画部長、不動産・環境関連事業部長、技術本部、下水道関連事業部管掌
2023年 4 月 当社代表取締役社長
(現在に至る)

候補者番号

2



いの うえ かつ ひこ

井上 克彦

(1962年4月14日生)

再任

所有する当社の株式数
5,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年10月 当社入社
2009年4月 当社国際事業部部長
2009年6月 ニッポンヒュームインターナショナルリミテッド代表取締役社長
2011年3月 当社国際事業部長
2015年6月 当社執行役員国際事業部長
2015年9月 当社執行役員国際事業部長兼セグメント部長
2018年1月 当社執行役員九州支社長
2021年6月 当社取締役常務執行役員関東・東北支社長兼九州支社長
2022年4月 当社取締役常務執行役員関東・東北支社長
2023年3月 株式会社NJS社外取締役（現在に至る）
2023年4月 当社専務取締役専務執行役員営業推進本部長兼関東・東北支社長、事業戦略推進統括担当（現在に至る）

候補者番号

3



た なか さと し

田中 敏嗣

(1963年9月21日生)

再任

所有する当社の株式数
4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 日本セメント株式会社（現 太平洋セメント株式会社）入社
2014年3月 太平洋セメント株式会社中央研究所第2研究部部長
2020年4月 当社経営企画部部長
2021年4月 当社技術開発センター長
2021年6月 当社執行役員技術本部長兼技術開発センター長
2022年2月 コンフロンティア株式会社代表取締役社長
2023年3月 株式会社NJS社外監査役（現在に至る）
2023年4月 当社常務執行役員技術本部長兼技術開発センター長
2023年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長兼技術開発センター長
2025年4月 当社取締役常務執行役員技術本部長（現在に至る）

候補者番号

4



さくら い ひろ あき

櫻井 博章

(1963年1月12日生)

再任

所有する当社の株式数
3,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年1月 当社入社
2020年1月 当社関西支社長兼営業部長、岡山営業所長
2022年6月 当社執行役員関西支社長兼営業部長、岡山営業所長
2022年7月 当社執行役員関西支社長兼営業部長
2023年4月 当社常務執行役員関西支社長兼営業部長、プレキャスト営業推進担当
2023年6月 当社取締役常務執行役員関西支社長兼営業部長、プレキャスト営業推進担当
2025年4月 当社取締役常務執行役員関西支社長、プレキャスト営業推進担当
(現在に至る)

候補者番号

5



まえ だ まさ ひろ

前田 正博

(1948年10月30日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年7月 東京都入庁
2005年7月 同庁下水道局長
2008年8月 東京都下水道サービス株式会社代表取締役社長
2013年4月 日本大学総合科学研究所教授
2013年9月 下水道メンテナンス協同組合理事長
2018年6月 当社社外取締役
(現在に至る)
2019年4月 日本大学客員教授
2024年4月 崇城大学客員教授
(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

前田氏は、長年の行政経験を有しているほか、当社の事業分野である下水道全般に精通していることに加え、これまでの社外取締役としての実績を踏まえ、職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。選任後は、その実績、能力を活かして、引き続き役割を果たすことを期待しております。

候補者番号

6



なか の りょう いち

中野 良一

(1955年5月9日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月 警視庁入庁
2010年 2 月 同庁刑事部参事官
2012年 2 月 関東管区警察局監察部首席監査官
2014年 3 月 警視庁組織犯罪対策部長
2016年 8 月 警視庁職員信用組合理事長
2021年 6 月 当社社外取締役
(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中野氏は、警視庁において長年培った知識や経験を有しており、これまでの社外取締役としての実績を踏まえ、主にコンプライアンスの観点から当社経営に有益な助言をいただけるものと考え、当社の社外取締役に適任と判断いたしました。

同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏が選任された場合は、引き続き任意の指名委員および報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場で関与いただく予定です。

候補者番号

7



ます え あ さ お
増江亜佐緒

(戸籍上の氏名：
あおの あさ お
青野亜佐緒)

(1970年6月13日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年10月 東京弁護士会登録
2008年5月 奥野総合法律事務所（現 弁護士法人奥野総合法律事務所）入所
（現在に至る）
2015年6月 株式会社東邦銀行社外取締役
2018年6月 株式会社東邦銀行社外取締役監査等委員
2018年9月 国立大学法人室蘭工業大学監事
2021年11月 公益財団法人日本共同証券財団理事
（現在に至る）
2022年6月 東京鐵鋼株式会社社外取締役監査等委員
（現在に至る）
2022年6月 当社社外取締役
（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

増江氏は、弁護士として長年培った知識や経験を有しており、これまでの社外取締役としての実績を踏まえ、主にコーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンスの観点から当社経営に有益な助言をいただけるものと考え、当社の社外取締役に適任と判断いたしました。選任後は、その実績、能力を活かして、引き続き役割を果たすことを期待しております。

同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 前田正博氏および中野良一氏、増江亜佐緒氏は、社外取締役候補者であります。
3. 前田正博氏および中野良一氏、増江亜佐緒氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって、前田正博氏が7年、中野良一氏が4年、増江亜佐緒氏が3年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
当社は、前田正博氏、中野良一氏、増江亜佐緒氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となっており、各氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、前田正博氏、中野良一氏、増江亜佐緒氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は、填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
7. 当社は、2018年6月に役員持株会を設立しました。2025年3月末現在で12,800株保有しております。

ご参考 取締役のスキル・マトリックス

本総会において第2号議案「取締役7名選任の件」が承認され、候補者が就任した場合の各取締役のスキルおよび当社が各取締役に発揮を期待しているスキルは以下のとおりとなります。

役職	社外	氏名	企業 経営	技術・研究 開発・DX	営業・マー ケティング	法務・リス ク管理	人事 人材開発	財務・ファ イナンス
代表取締役社長		増 渕 智 之	○	○			○	○
専 務 取 締 役 専 務 執 行 役 員		井 上 克 彦	○	○	○			
取 締 役 常 務 執 行 役 員		田 中 敏 嗣	○	○				
取 締 役 常 務 執 行 役 員		櫻 井 博 章	○		○			
取 締 役	●	前 田 正 博	○	○		○		
取 締 役	●	中 野 良 一				○	○	
取 締 役	●	増 江 亜佐緒				○		○

(注) 各取締役に特に期待するスキル・専門的な分野であり、各々の有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

おかげさまで、当社は2025年10月20日に創立100周年を迎えます。1925年にヒューム管の製造から始まり、今日まで日本の社会インフラを支え続けてこられたのは、多くの皆さまのご支援と信頼の賜物と、心より感謝申し上げます。

100周年は単なる通過点ではなく、次の100年へのスタートラインであると私たちは位置づけています。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期における日本経済は、緩やかな回復基調を維持したものの、個人消費の弱さや物価高の影響により成長の鈍化傾向が見られました。また、中国経済の回復停滞や米国の通商政策の影響により、世界経済の先行き不透明感が強まり、日本経済の動向についても一層の注視が必要となりました。

当社グループを取り巻く需要環境においては、パイル事業の全国需要が前期比93.7%、ヒューム管需要が同88.0%と引き続き減少傾向にある一方で、工期短縮や人手不足への対応ニーズからプレキャスト製品の需要は堅調に推移しました。特に当社では、設計段階からの提案活動が奏功し、案件の獲得が着実に進展しました。需要環境については、脱炭素化やDX推進の潮流に加え、自然災害の激甚化や高速道路・下水道インフラの老朽化対策に対するニーズが一層高まっていると認識しています。

こうした環境のもと、当社グループは中期経営計画「23-27計画R」に基づき、収益性と事業基盤の強化に向けた施策を着実に実行しました。新工法の展開やICT活用による業務効率化、環境対応型製品の事業化に向けた取組み強化などにより、売上高・利益ともに大幅な増収増益を達成いたしました。

主要事業の実行施策と成果は以下のとおりです。

【基礎事業】

- ・全国で設計提案活動を強化し、大型案件の受注を複数獲得しました。
- ・新中掘工法「CP-X工法[®]」を開発し、2025年1月に販売開始。環境負荷低減や工期短縮、高い支持力性能が評価され、今後の現場採用が期待されます。
- ・ICT施工管理ツール「Pile-ViMSys[®]」に杭伏図機能を追加し、現場の施工効率と品質管理の向上を実現しました。

【下水道関連事業】

- ・プレキャスト製品の出荷が増加。特に道路関連の受注が伸長しました。
- ・低炭素型高機能コンクリート「e-CON[®]」の建設技術審査証明の取得を実現。業界初となるセメントレス・プレキャスト製品として製造・出荷を開始しました。本格販売に向けた体制整備を進めています。

- ・ヒューム管の国内シェアは前期比4.7ポイント増の23.5%に上昇しました。

【プレキャスト事業】

- ・PCウェル、壁高欄、雨水調整池等の設計ストックを拡充し、受注量が大幅に増加しました。
- ・特に壁高欄は、北海道地区や関東地区での採用が拡大し、出荷量は前期比2.3倍に達しました。
- ・3Dプリンティング技術を活用した自由造形および型枠レス製品の製造を開始し、生産性向上と納期短縮を実現しました。
- ・本社設計センターによる支援件数は前年の37件から70件に倍増し、設計提案力の強化を図りました。

その結果、当期の売上高は370億64百万円（前期比9.9%増）、営業利益は20億22百万円（同46.3%増）、経常利益は30億49百万円（同27.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、資産売却による特別利益10億円を計上した影響で30億45百万円（同59.2%増）の大幅な増収増益となりました。資産売却による特別利益10億円を控除しても、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

株様をはじめステークホルダーの皆さまのご期待に応えられるよう、全社一丸となって企業価値向上、中期経営計画「23－27計画R」に取り組んでまいります。

（自己株式の取得について）

当社は2024年5月24日開催の取締役会において、資本効率の向上と株主の皆様への一層の利益還元のため、自己株式の取得を決議し、総額7億29百万円の自己株式を取得しました。

（政策保有株式の状況について）

当社は取引関係の維持強化を目的とした取引先の株式（以下「政策保有株式」という。）を保有しております。保有目的と効果については、取締役会において総合的に合理性を検証しております。引き続き連結純資産の10%以内を目途とした政策保有株式の検証を進めてまいります。

(人的資本経営について)

あらゆる価値は「人」が創造します。社員がいきいきとやりがいをもって挑戦できる職場環境、企業風土をつくっていくことで、新たな付加価値を生み出し、豊かな人間環境づくりに貢献したいと考えています。

コンクリートテクノロジーで安全・安心な社会づくりに貢献する。そのためには社員一人ひとりが今まで以上にチャレンジ意欲の向上や高い専門性の獲得が必要です。当社では性別・年次・年齢に関わらない専門性重視、自律的なキャリア形成、役割に基づく人事制度や資格取得奨励金制度の見直しを行うなど、社員の成長が会社の業績向上につながるよう、人的資本経営を推進すること、中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

(TCFDフレームワークについて)

当社は、気候変動への対応を重要な経営課題の一つと捉え、企業理念の一つである「豊かな人間環境づくり」に基づき、本課題に取り組んでまいります。TCFD提言に沿った気候変動関連情報の開示を進めることで、気候変動が当社の事業に与えるリスクや機会の分析、その分析に拠る経営戦略およびリスクマネジメントの策定をもって、脱炭素化の推進を図り、また防災・減災に対する事業活動を通して、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

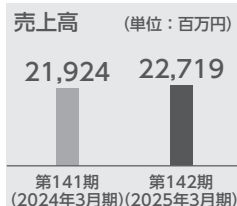
	第141期 (2024年3月期)	第142期 (2025年3月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	33,732	37,064	9.9%増
営業利益	1,381	2,022	46.3%増
経常利益	2,391	3,049	27.5%増
親会社株主に帰属する当期純利益	1,912	3,045	59.2%増

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

基礎事業

売上高
22,719百万円
(前期比3.6%増)

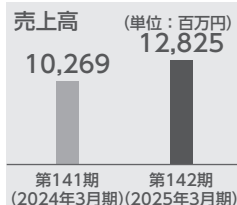
地道な売価改善活動や徹底した工事リスク管理により利益率が改善し、売上高は227億19百万円（前期比3.6%増）、営業利益は13億4百万円（同12.4%増）の増収増益となりました。



下水道関連事業

売上高
12,825百万円
(前期比24.9%増)

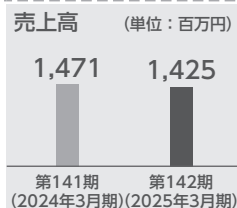
プレキャスト製品、特に道路用プレキャスト製品は設計段階からの提案活動が奏功し、売上高は128億25百万円（前期比24.9%増）、営業利益は19億35百万円（同52.1%増）と、こちらも大幅な増収増益となりました。



太陽光発電・不動産事業

売上高
1,425百万円
(前期比3.1%減)

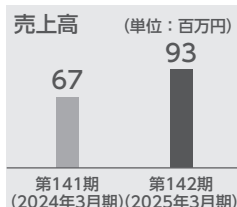
売上高は14億25百万円（前期比3.1%減）、営業利益は8億4百万円（同1.3%減）となりました。太陽光発電事業、不動産賃貸収入ともに前期並みとなりました。



その他

売上高
93百万円
(前期比38.7%増)

売上高は93百万円（前期比38.7%増）、営業利益は77百万円（同43.9%増）となりました。



2. 対処すべき課題

(1) 事業環境と今後の見通し

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善を背景に景気の緩やかな回復が今後も継続すると期待される一方で、更なる物価上昇やアメリカの通商政策の動向等により、わが国経済は依然として不透明な状況が続いていくと予想しております。

このような経営環境下、当社グループは2023年度において中期経営計画「23-27計画R」を策定し、着実に推進してまいりました。2年目で収益目標を超過達成したことにより、3年目にあたる2025年度は前倒しで最終年度の経営目標値を達成すべく邁進してまいります。

(2) サステナビリティの実現

サステナビリティは単に環境への配慮にとどまらず、環境・社会・経済の調和、そして将来世代への責任を含む包括的な考え方です。当社ではこれらを軸に、SDGsと整合した具体的な取り組みを展開しています。

① 環境への配慮：自然環境の保全・資源の有効利用・気候変動対策

[CO₂削減と資源循環]

当社は、セメントを使用しないセメントレスコンクリート「e-CON[®]」を東京都下水道サービス（株）と共同開発し、2025年1月には普及と技術連携のため「e-CON協会」を設立しました。e-CON[®]は、製造時のCO₂排出量を大幅に削減するだけでなく、耐久性にも優れており、製品寿命の延伸によってライフサイクル全体での環境負荷を低減することができます。

さらに当社では、自社からのCO₂排出削減にも取り組んでおり、ガスボイラーの計画的な導入をはじめとした対策を通じて、2030年および2050年の温室効果ガス削減目標に向けた取り組みを進めています。

[施工工程での環境負荷低減]

新たに開発した「CP-X工法[®]」は、発生残土が少なく、工期短縮にもつながるコンクリート杭の施工法で、施工時のCO₂排出量削減に貢献しています。設計・材料・施工すべての段階で、環境に配慮した製品開発を進めています。

② 社会への貢献：人・働き方・公共性の向上

[労働人口減少への対応と働き方の進化]

当社は、3Dプリンティング技術を活用したプレキャスト製品の製造に取り組んでいます。これにより、ロボットによる自動生産ラインの構築や型枠不要による作業の省力化に取り組んでいます。また、従来は難しかった自由形状の製品もプレキャスト化できるようになります。これらは製造工場における重筋作業の軽減にもつながり、より安全で柔軟な働き方への転換にも寄与しています。

[インフラを支える社会的責任]

下水道インフラに関しては、老朽化が進む中で、当社が供給してきたヒューム管の補修・更生・更新への対応を強化。

更新においては100年ヒューム管による次世代の社会インフラの提案を行っていきたいと考えています。点検から補修・更新までをワンストップで提供する体制を強化し、住民の安心と公共の衛生基盤を長期にわたって守り続ける企業でありたいと考えています。

③ 経済的価値の創出：成長と効率性の両立

[生産性の向上と競争力強化]

設計、製造、施工の各フェーズにおいてデジタル化を推進。特に、杭工事のICT施工管理ツール「Pile-ViMSys[®]」や施工記録の効率化を図る「ViMCam[®]」などにより、施工の「見える化」やトレーサビリティ、品質向上を実現しています。

これらは単なるコスト削減ではなく、高品質で安定したインフラ供給による信頼性の確保と、地域経済や関連産業の活性化に貢献するものです。

④ 将来世代への責任：100年先を見据えたインフラづくり

当社は、短期的な供給ではなく、100年先の社会インフラを見据えた価値創造を基本方針としています。従来の「50年～80年寿命」とされていた下水道インフラを、100年以上のスパンで持続可能に運用する仕組みを提供し、将来世代の生活基盤を守ることを目指しています。

(3) 次の100年に向けた目標と取り組み

私たちは今、「インフラをつくる会社」から「インフラを未来につなぐ会社」へと進化することを掲げています。そのために、以下の4つの重点分野に注力しています。

- ① 脱炭素・環境貢献への挑戦
- ② 100年インフラを支える維持管理サービスの提供
- ③ デジタルとロボティクスによる構造改革
- ④ 次世代を担う人づくりと共創型組織への転換

100年支えてきた企業が、100年先のインフラを構想する

それが、これからの日本ヒュームのビジョンと考えています。社会や時代がどう変わろうとも、地に足をつけて社会を支え続ける企業でありたいと願っています。

株主の皆様には今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

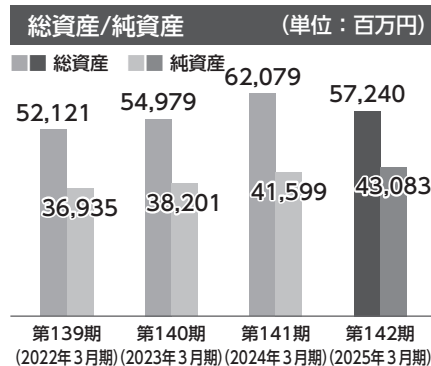
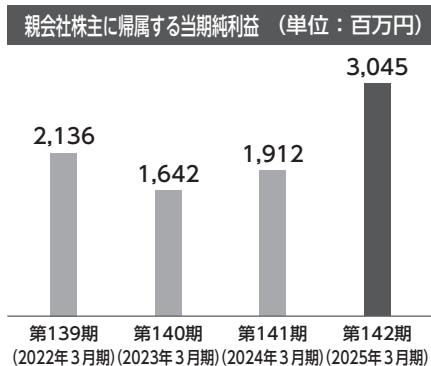
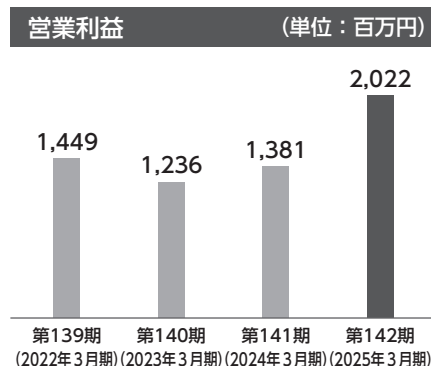
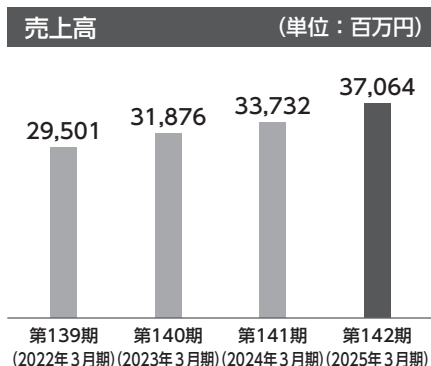
3. 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は約15億88百万円であります。その主な内容は、府中NHビル改修工事であります。

4. 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と特定融資枠契約（特定融資枠5億円、契約期間2025年3月31日～2026年3月31日）を締結しております。なお、期末日現在の使用額はありません。

5. 直前3事業年度の財産および損益の状況



		第139期 (2022年3月期)	第140期 (2023年3月期)	第141期 (2024年3月期)	第142期 (当期) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	29,501	31,876	33,732	37,064
営業利益	(百万円)	1,449	1,236	1,381	2,022
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,136	1,642	1,912	3,045
純資産	(百万円)	36,935	38,201	41,599	43,083
総資産	(百万円)	52,121	54,979	62,079	57,240

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
東邦ヒューム管株式会社	96,000	99.3	東北地方におけるコンクリート製品の販売
技工曙株式会社	70,000	99.2	コンクリート製品用型枠等の製造および販売
株式会社エヌエイチ・フタバ	10,000	40.0	建設資材等の販売
日本ヒュームエンジニアリング株式会社	20,000	40.0	諸工事の請負
株式会社ヒュームズ	10,000	40.0	当社保有不動産の管理
株式会社環境改善計画	10,000	90.0	環境関連機器の販売
株式会社鋼商	30,000	73.0	鉄鋼・鉄鋼二次製品の加工販売
ニッポンヒュームインターナショナル リミテッド	107,130千香港ドル	100.0	建設資器材等の販売
ピー・ティー・ヒュームコンクリート インドネシア	16,006,420千ルピア	82.4	地盤改良材の販売

注. 株式会社エヌエイチ・フタバおよび株式会社ヒュームズは、それぞれの株式を30%相互保有しております。

7. 主要な事業内容

事業区分	主要製品・事業内容
基礎事業	コンクリートパイルの製造・販売、杭打工事など
下水道関連事業	ヒューム管、セグメントなどの製造・販売、管渠更生工事など
太陽光発電・不動産事業	不動産の賃貸、管理および開発、太陽光発電、環境関連機器の販売およびメンテナンスなど
その他	下水道関連工事用機材レンタルなど

8. 主要な営業所および工場

区分	名称および所在地
当社本社	本社（東京都港区）
国内営業拠点	関東・東北支社（東京都）、東海支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、九州支社（福岡県）、北海道支社（北海道）
国内生産拠点	熊谷工場（埼玉県）、三重工場（三重県）、尼崎工場（兵庫県）、九州工場（福岡県）、苫小牧工場（北海道） NH東北太陽光発電所（宮城県）、NH岡山太陽光発電所（岡山県）
海外営業拠点	ニッポンヒュームインターナショナルリミテッド（香港） ピー・ティー・ヒュームコンクリートインドネシア（インドネシア）

9. 使用人の状況

使用人数	前期比増減
549名	3名減

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	200,000千円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
2. 発行済株式の総数 24,878,914株 (自己株式4,468,586株を除く)
3. 株主数 11,651名
4. 大株主およびその持株数

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託太平洋セメント口	2,400	9.7
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C8221-623793	1,901	7.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,648	6.6
旭コンクリート工業株式会社	1,468	5.9
株式会社みずほ銀行	1,025	4.1
太平洋セメント株式会社	1,020	4.1
株式会社NJS	1,009	4.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	846	3.4
丸全昭和運輸株式会社	744	3.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	680	2.7

- (注) 1. 当社は、自己株式4,468,586株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率の計算上、役員株式給付信託 (BBT) 及び従業員株式給付信託 (J-ESOP) が保有する846,736株は、発行済株式の総数から控除する自己株式には含めておりません。
4. 当期中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役5名 (社外取締役を除く) に対し27,965株であります。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
大川内 稔	代表取締役会長	取締役会議長
増 渕 智 之	代表取締役社長	指名委員会委員長、報酬委員会委員長
井 上 克 彦	専 務 取 締 役 専 務 執 行 役 員	営業推進本部長、関東・東北支社長、事業戦略推進統括担当 株式会社N J S 社外取締役
田 中 敏 嗣	取 締 役 常 務 執 行 役 員	技術本部長、技術開発センター長 株式会社N J S 社外監査役
櫻 井 博 章	取 締 役 常 務 執 行 役 員	関西支社長兼営業部長、プレキャスト営業推進担当
前 田 正 博	取 締 役	崇城大学客員教授
中 野 良 一	取 締 役	
増 江 亜佐緒	取 締 役	弁護士法人奥野総合法律事務所弁護士 公益財団法人日本共同証券財団理事 東京鐵鋼株式会社社外取締役監査等委員

2. 監査役の氏名等

氏名	地位	重要な兼職の状況
石 井 孝 雅	常 勤 監 査 役	
中 村 靖	監 査 役	
横 山 良	監 査 役	
藤 木 靖 久	監 査 役	トピー工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役前田正博氏および中野良一氏、増江亜佐緒氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中村靖氏および横山良氏、藤木靖久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役下山善秀氏および坂本光一郎氏は、2024年6月27日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 当社は、取締役前田正博氏および中野良一氏、増江亜佐緒氏、監査役中村靖氏および横山良氏、藤木靖久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下の通り決議いたしました。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容

業績連動報酬等は、業績連動型株式報酬制度とし、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行う。取締役会（⑤の委任を受けた代表取締役社長）は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬＝91：9とする。この比率は会社業績あるいは業績に対する貢献度に応じて、定められた範囲で変動することがある。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長増渕智之氏がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定しなければならないこととする。

なお、株式報酬は、各事業年度に関して役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度に応じて定まる数のポイントが付与される。取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、80,600ポイントを上限とする。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断する。

⑥ 任意の報酬諮問委員会がある場合における当該委員会に関する事項

- i) 名称 報酬委員会
- ii) 設置目的 取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の担保と説明責任の強化
- iii) 役割 取締役会の諮問に応じ、「iv)審議事項」について審議し、取締役会に対して助言・提言を行う。
- iv) 審議事項
 - イ.取締役および重要な使用人の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
 - ロ.取締役および重要な使用人の個人別の報酬の内容
 - ハ.「イ.」を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
 - ニ.その他、取締役および重要な使用人の報酬等に関して本委員会が必要と認めた事項
- v) メンバー 取締役会決議により選定される取締役（社外取締役含む）および社外監査役3名以上の委員で構成し、その半数以上は社外取締役または社外監査役でなければならない。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の種類別の総額 (千円)		報酬等の総額 (千円)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役	8	188,040	17,629	205,669
監査役	6	36,600	—	36,600
合計	14	224,640	17,629	242,269
(うち社外役員)	(8)	(42,000)	—	(42,000)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第124回定時株主総会において、賞与分も含めた年額270百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内、ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名であります。
- また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月27日開催の第137回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度に基づく報酬等の限度額につき、3事業年度を対象として合計216百万円と決議いただいております。
- 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（社外取締役を除く）であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第124回定時株主総会において、賞与分も含めた年額70百万円以内（うち社外監査役分は年額40百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
4. 取締役会は、代表取締役社長に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- ① 取締役前田正博氏は、崇城大学客員教授を兼職しておりますが、当社と学校法人君が淵学園との間に特別の関係はありません。
- ② 取締役増江亜佐緒氏は、弁護士法人奥野総合法律事務所弁護士、公益財団法人日本共同証券財団理事、東京鐵鋼株式会社社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ③ 監査役藤木靖久氏は、トピー工業株式会社社外監査役を兼職しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。

(2) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。

(3) 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
前田 正博	社外取締役	当期に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。 企業経営や長年の行政経験、学識経験者の観点から、経営全般にわたり有益な助言をいただきました。
中野 良一	社外取締役	当期に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。 長年の行政経験から、経営全般にわたり有益な助言をいただきました。 また、任意の指名委員、報酬委員として、客観的かつ中立的な立場で、役員候補者の選定や報酬決定において有益な助言をいただきました。
増江 亜佐緒	社外取締役	当期に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。 弁護士としての経歴と知見に基づいて、専門的見地から有益な助言をいただきました。
中村 靖	社外監査役	当期に開催された取締役会13回、監査役会10回すべてに出席いたしました。 グローバル企業グループにおける経験と知見に基づいて、取締役会および監査役会において経営全般にわたり有益な助言をいただきました。
横山 良	社外監査役	2024年6月の就任以降、当期に開催された取締役会10回、監査役会6回すべてに出席いたしました。 経営者としての経歴と知見に基づいて、取締役会および監査役会において経営全般にわたり有益な助言をいただきました。
藤木 靖久	社外監査役	2024年6月の就任以降、当期に開催された取締役会10回、監査役会6回すべてに出席いたしました。 金融機関での経験と知見に基づいて、取締役会および監査役会において経営全般にわたり有益な助言をいただきました。 また、任意の指名委員、報酬委員として、客観的かつ中立的な立場で、役員候補者の選定や報酬決定において有益な助言をいただきました。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く）および各監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、非業務執行取締役は金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役は金500万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D＆O保険）を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。保険料は特約部分を含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者です。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

Moore みらい監査法人

2. 報酬等の額

区分	報酬等の額（千円）
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	38,500
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 子会社のうち、ニッポンヒュームインターナショナルリミテッドおよびピー・ティー・ヒュームコンクリートインドネシアは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの報告等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前における職務の執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事項に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第142期末 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	27,099,105
現金及び預金	12,748,443
受取手形、売掛金及び契約資産	7,981,891
電子記録債権	1,770,421
商品及び製品	3,557,015
原材料及び貯蔵品	705,267
その他	351,019
貸倒引当金	△14,955
固定資産	30,141,892
有形固定資産	9,859,787
建物及び構築物	3,750,437
機械装置及び運搬具	2,362,115
土地	3,248,546
建設仮勘定	392,178
その他	106,509
無形固定資産	214,641
投資その他の資産	20,067,463
投資有価証券	19,857,935
繰延税金資産	10,668
その他	278,360
貸倒引当金	△79,500
資産合計	57,240,997

科目	第142期末 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	9,661,439
支払手形及び買掛金	5,410,063
短期借入金	830,000
1年内返済予定の長期借入金	25,030
未払法人税等	717,193
賞与引当金	216,523
工事損失引当金	1,066
株主優待引当金	23,869
その他	2,437,693
固定負債	4,496,495
繰延税金負債	1,361,974
役員株式給付引当金	55,895
役員退職慰労引当金	14,907
従業員株式給付引当金	104,220
退職給付に係る負債	2,381,041
長期預り敷金保証金	533,011
その他	45,443
負債合計	14,157,934
純資産の部	
株主資本	38,974,978
資本金	5,251,400
資本剰余金	4,921,630
利益剰余金	32,297,515
自己株式	△3,495,568
その他の包括利益累計額	3,631,028
その他有価証券評価差額金	3,038,074
為替換算調整勘定	153,361
退職給付に係る調整累計額	439,592
非支配株主持分	477,056
純資産合計	43,083,062
負債純資産合計	57,240,997

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第142期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高	37,064,584
売上原価	29,801,708
売上総利益	7,262,876
販売費及び一般管理費	5,240,870
営業利益	2,022,005
営業外収益	1,243,388
受取利息	3,023
受取配当金	223,749
持分法による投資利益	840,502
受取技術料	33,191
為替差益	28,626
その他	114,295
営業外費用	215,521
支払利息	10,360
不動産開発維持管理費	4,551
寄付金	5,708
貸倒引当金繰入額	47,250
製品補修費用	108,844
その他	38,807
経常利益	3,049,872
特別利益	1,034,423
固定資産売却益	667,525
投資有価証券売却益	366,897
特別損失	251,707
固定資産除却損	47,084
減損損失	204,623
税金等調整前当期純利益	3,832,588
法人税、住民税及び事業税	958,882
法人税等調整額	△178,080
当期純利益	3,051,786
非支配株主に帰属する当期純利益	6,223
親会社株主に帰属する当期純利益	3,045,562

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第142期末 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	24,314,980
現金及び預金	10,718,653
受取手形、売掛金及び契約資産	7,642,309
電子記録債権	1,726,193
商品及び製品	3,422,191
原材料及び貯蔵品	476,510
前払費用	76,914
未収入金	65,001
その他	195,395
貸倒引当金	△8,191
固定資産	20,895,603
有形固定資産	9,660,612
建物	3,428,488
構築物	229,021
機械及び装置	2,236,518
車両運搬具	12,207
工具、器具及び備品	22,667
土地	3,303,363
リース資産	36,167
建設仮勘定	392,178
無形固定資産	211,756
ソフトウェア	133,889
電話加入権	7,701
ソフトウェア仮勘定	70,165
投資その他の資産	11,023,235
投資有価証券	7,334,559
関係会社株式	3,516,253
長期前払費用	4,286
その他	247,636
貸倒引当金	△79,500
資産合計	45,210,584

科目	第142期末 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	8,720,346
支払手形	1,963,406
買掛金	3,085,518
短期借入金	500,000
リース債務	9,423
未払金	781,874
未払費用	74,072
未払法人税等	584,049
契約負債	1,318,522
預り金	52,276
賞与引当金	208,999
工事損失引当金	1,066
株主優待引当金	23,869
その他	117,267
固定負債	4,623,762
繰延税金負債	1,072,457
リース債務	30,360
退職給付引当金	2,824,904
役員株式給付引当金	55,895
役員退職慰労引当金	11,600
従業員株式給付引当金	104,220
長期預り敷金保証金	524,323
負債合計	13,344,108
純資産の部	
株主資本	28,906,662
資本金	5,251,400
資本剰余金	4,973,302
資本準備金	1,312,850
その他資本剰余金	3,660,452
利益剰余金	21,910,509
その他利益剰余金	21,910,509
固定資産圧縮積立金	1,411,059
保険差益圧縮積立金	1,807
別途積立金	10,500,000
繰越利益剰余金	9,997,643
自己株式	△3,228,549
評価・換算差額等	2,959,812
その他有価証券評価差額金	2,959,812
純資産合計	31,866,475
負債純資産合計	45,210,584

損益計算書

(単位：千円)

科目	第142期
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高	35,009,588
売上原価	28,110,468
売上総利益	6,899,119
販売費及び一般管理費	4,727,847
営業利益	2,171,271
営業外収益	758,983
受取利息	5,148
受取配当金	619,142
受取技術料	33,191
その他	101,500
営業外費用	204,976
支払利息	4,426
不動産開発維持管理費	4,551
寄付金	5,678
支払割引料	1,966
貸倒引当金繰入額	46,588
製品補修費用	108,844
その他	32,921
経常利益	2,725,278
特別利益	366,666
投資有価証券売却益	366,666
特別損失	501,828
固定資産除却損	47,084
減損損失	204,623
構造改革費用	250,120
税引前当期純利益	2,590,116
法人税、住民税及び事業税	904,987
法人税等調整額	△186,506
当期純利益	1,871,635

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

Moore みらい監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 中村 優
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松本 淳一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ヒューム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

Moore みらい監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 中村 優
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松本 淳一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ヒューム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおりに報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

日本ヒューム株式会社 監査役会

常勤監査役 石井 孝 雅 印

社外監査役 中 村 靖 印

社外監査役 横 山 良 印

社外監査役 藤 木 靖 久 印

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

日本ヒューム株式会社 当社（新橋NHビル）8階会議室
東京都港区新橋五丁目33番11号

交通

J R「新 橋」駅 | 烏森口より徒歩10分
都営三田線「御成門」駅 | A4出口より徒歩5分



※当会場には駐車場はありません。あらかじめご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。